

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律 要綱

第一 内容

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止すること。
(本則関係)

第二 施行期日等

(附則関係)

一 この法律の施行期日及び経過措置について定めること。

二 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）その他の関係法律について所要の改正を行うこと。